

組対第 720 号
総第 681 号
務第 716 号
生総第 738 号
刑総第 465 号
交指第 440 号
備一第 1123 号
平成 22 年 10 月 12 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察組織犯罪対策要綱の制定について（通達）

組織犯罪対策については、「岐阜県警察組織犯罪対策要綱の制定について」（平成 19 年 12 月 25 日付け組対第 748 号ほか。以下「旧要綱」という。）に基づき、暴力団対策、薬物・銃器対策及び国際組織犯罪対策を重点推進事項として掲げそれぞれ推進してきたところであるが、近年、暴力団の組織や活動実態等の不透明化が顕著となり、加えて国際的な組織犯罪は、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった「犯罪のグローバル化」を急速に進め、これらが相まって治安悪化の大きな要因となっている現状を踏まえ、組織犯罪対策として、暴力団対策、薬物・銃器対策、国際組織犯罪対策及び犯罪のグローバル化対策を一体のものとして総合的に推進するため、このたび旧要綱を廃止し、新たに別添のとおり「岐阜県警察組織犯罪対策要綱」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、組織犯罪対策の重点である暴力団対策、薬物・銃器対策、国際組織犯罪対策の具体的な推進事項については、「暴力団対策推進要領の制定について」（平成 22 年 10 月 12 日付け組対第 721 号）、「薬物・銃器対策推進要領の制定について」（平成 22 年 10 月 12 日付け組対第 722 号）、「国際組織犯罪対策推進要領の制定について」（平成 22 年 10 月 12 日付け組対第 723 号）において定める。

別添

岐阜県警察組織犯罪対策要綱

第1 目的

この要綱は、組織犯罪が治安悪化の大きな要因となっていることに鑑み、岐阜県警察が、警察庁、他の都道府県警察及び関係機関との緊密な連携の下に、犯罪組織の人的ネットワーク、インフラ等を解明するなどし、その実態を的確に把握し、真に打撃を与える戦略的な対策を推進することにより、犯罪組織の壊滅、インフラの解体を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保するための必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

1 組織犯罪

この要綱において、「組織犯罪」とは、団体によって組織的、継続的に行われる次に掲げる犯罪をいう。

- (1) 暴力団等が関与するもの
- (2) 薬物及び銃器に関するもの
- (3) 外国人が関与するもの
- (4) 強盗、窃盗、偽造等及び企業等を対象とした恐喝等で、社会経済構造を著しく害するおそれのあるもの
- (5) その他犯罪特性が団体又は組織的な行動に係るもの

2 犯罪組織

この要綱において、「犯罪組織」とは、暴力団、薬物銃器の密売組織、国際犯罪組織（外国に本拠を置く犯罪組織、来日外国人グループその他犯罪を目的とした多数人の集合体で国際的に活動するもの及びそれに関連する集合体をいう。）、これらと関係を有する組織のほか、不正な利益を得るため、反復して犯罪を敢行するおそれのある組織をいう。

第3 推進体制

1 組織犯罪対策委員会

(1) 設置及び構成

ア 岐阜県警察本部に岐阜県警察組織犯罪対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者を充てる。

委員長	警察本部長
委員	総務室長
	警務部長
	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	組織犯罪対策統括官
	情報通信部長

(2) 任務

委員会は、犯罪組織、犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する情報を集約して、これに対応するための基本方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

(3) 運営

ア 委員長は、必要により委員会を招集する。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

ウ 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(4) 庶務

委員会の庶務は、刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）において行うものとする。

2 組織犯罪対策推進本部

(1) 設置及び構成

ア 委員会の下に、岐阜県警察組織犯罪対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）を置く。

イ 対策推進本部は、対策本部長、対策官、副対策官及び対策本部員をもって構成し、その編成は別表1のとおりとする。

ウ 対策推進本部の下に、対策室及び捜査班を置く。

エ 対策室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、その編成は別表2のとおりとする。

オ 室員のうち、総括情報管理官を情報担当責任者とし、他の室員を情報担当者とする。

カ 捜査班は、班長及び班員をもって構成し、その班編成は別表3のとおりとする。

キ 対策室の下に、実態解明班を置く。

ク 実態解明班は、班長、副班長及び班員をもって構成し、その班編成は別表4のとおりとする。

(2) 任務

ア 対策推進本部

(ア) 対策推進本部は、組織犯罪対策に関する情報の集約及び分析並びに捜査指揮の一元化を図るため、総合的な対策を策定することを任務とする。

(イ) 対策本部長は、組織犯罪対策の総合的な対策を推進するため、対策推進本部の事務を統括、掌理し、対策本部員を指揮、監督する。

(ウ) 対策官は、対策本部長の命を受け、組織犯罪対策の重点を選定し、対策室及び各捜査班の調整を行う。

(エ) 副対策官は、対策官を補佐するとともに、各捜査班の事務の連絡・調整を行う。

イ 対策室

(ア) 対策室は、組織犯罪対策に関する情報の集約及び分析に関し、定期的な情報交換を行い、情報の一元化、共有化を図るとともに、警察庁、他の都道府警察、関係機関等との総合的な連絡調整に当たるほか、警

察署に対する指導・調整を行うことを任務とする。

- (イ) 室長は、対策室の事務を統括し、室員を指揮、監督する。
- (ウ) 副室長は、室長を補佐し、対策室の事務を所掌するとともに、室長が不在等のときは、その職務を代理する。
- (エ) 室員の情報担当責任者は、他の室員間の連絡・調整を行う。

ウ 捜査班

- (ア) 捜査班は、各班において所掌する事件の捜査等に従事する。
- (イ) 捜査班長は、所掌事務及び班員の指揮、監督を行う。

エ 実態解明班

- (ア) 実態解明班は、捜査班との連携の下、組織犯罪対策に関する情報に基づき、犯罪組織に関する人的又は資金的なネットワーク、支援インフラ等について計画的かつ組織的に実態解明を推進することを任務とする。
- (イ) 班長は、事務を統括する。
- (ウ) 副班長は、班長を補佐するとともに、各班員間の連絡・調整を行う。

(3) 運営

ア 対策会議

- (ア) 対策本部長は、対策推進本部の運営、組織犯罪対策に関し、必要に応じて対策会議を開催するものとする。
- (イ) 対策会議の構成員は、対策本部長、対策官及び副対策官とする。
なお、対策本部長は、必要があると認めるときは、これ以外の者を会議に出席させることができる。

イ 連絡調整会議

- (ア) 対策官は、組織犯罪対策に関し、連絡・調整の必要がある場合は、連絡調整会議を開催するものとする。
- (イ) 連絡調整会議は、対策官が主宰し、対策室副室長、対策室員及び捜査班長の中から、必要に応じて出席者を指定して招集するものとする。
なお、対策官は、必要があると認めるときは、これ以外の者を会議に出席させることができる。

ウ 情報担当者会議

情報担当責任者は、組織犯罪対策に関する情報の集約及び分析に関し、情報交換等を行うため、又はその事務に関して対策室員の中から出席者を指定し、随時、情報担当者会議を開催するものとする。
なお、情報担当責任者は、必要があると認めるときは、これ以外の者を会議に出席させることができる。

エ 実態解明会議

実態解明班長は、実態解明事項等の意見交換を図るため、必要に応じて実態解明班員の中から出席者を指定し、適宜、実態解明会議を開催するものとする。
なお、実態解明班長は、必要があると認めるときは、これ以外の者を会議に出席させることができる。

(4) 捜査体制

ア 対策官は、部門横断的な対応を図るべき組織犯罪事案を認めるときは、組織犯罪対策推進本部の中で調整した上、必要な捜査体制を編成するものとする。

イ 各捜査班長は、部門横断的な対応を図るべき組織犯罪事案を認められた場合は、対策官に報告する。

(5) 情報担当者及び実態解明班員の指定及び指定の解除

情報担当者及び実態解明班員の指定及び指定の解除は、対策官が警察本部関係各課の所属長と協議の上、指定等名簿（別記様式第1号）の発出により行う。

なお、岐阜県警察指定通訳員等運用要綱（平成17年4月12日付け組対第193号）の規定により指定した指定通訳員にあっては、その業務の特殊性から実態解明班員を兼ねるものとする。

(6) 庶務

対策推進本部、対策室及び実態解明班の庶務は、組織犯罪対策課において行うものとする。

また、対策会議、連絡調整会議、情報担当者会議及び実態解明会議の庶務も、組織犯罪対策課において行うものとする。

3 警察署における推進体制

警察署長は、警察本部に準じた、署長を長とする警察署組織犯罪対策推進本部等を設置し、関係各課の連携を密にして、効果的な組織犯罪対策を推進するものとする。

第4 組織犯罪対策等に関する情報の収集、分析等

1 情報の収集

全ての所属・部門が緊密に連携し、次に掲げる情報を収集するとともに、情報を集約し、かつ一元化するため、組織犯罪対策情報（別記様式第2号）により対策室を経由して警察本部長へ報告するものとする。

(1) 犯罪組織の実態に関する情報

(2) 組織犯罪の検挙に資する情報

(3) 犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する情報

(4) (1)、(2)及び(3)に掲げるもののほか、組織犯罪対策等を効果的に推進するために必要な情報

2 情報の分析等

対策室は、1により収集した情報について多角的視点に立った分析を行い、その分析結果を関連する部署へ適切に還元する。

3 効果的かつ適切な情報収集活動の推進

組織犯罪対策等を効果的に推進していくためには、犯罪組織、犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する確度の高い情報を入手することが不可欠であることから、情報収集活動が適切に行われるようその手法等について随時検討し、これを推進しなければならない。

4 警察庁への報告

対策室は、分析した情報のうち、次に掲げるものについて、組織横断的な連携を図るため、速やかに警察庁に報告するものとする。

(1) 組織犯罪に係る全国的な取締り戦略を立案するために必要な情報

- (2) 組織犯罪対策に係る各都道府県警察間の調整をするために必要な情報
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、警察庁において組織犯罪対策に資するため必要とされる情報

5 警察情報管理システムの活用等

組織犯罪対策に関する情報の集約、分析及び還元にあたっては、警察情報管理システムを積極的に活用すること。

なお、情報通信技術を活用するにあたっては、情報通信部門との緊密な連携を図ること。

6 情報の管理と保秘の徹底

組織犯罪対策情報など、収集した資料については、「岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令」（平成13年岐阜県警察訓令第15号）等の各種規程、また、警察情報システムにおいて取り扱われる情報の運用管理については、「岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令」（平成16年岐阜県警察訓令第15号）等の各種規程に基づき、組織的な保管管理と情報内容の保秘を徹底する。

第5 戦略的な組織犯罪対策の推進

1 統一的な取締り戦略の策定と取締りの実施

組織犯罪対策に関する情報の分析結果に基づき、犯罪組織に対して真に打撃を与えるための統一的な取締り戦略を策定するとともに、重点的に取り締まるべき犯罪組織を選定し、あらゆる法令や捜査手法を駆使し、取締りに当たり複数の警察署、部門等が共同して対処する必要があるときは、指揮系統を定め、タスクフォースの編成、警察署のブロック運用などにより、計画的かつ集中的に実施する。

2 他の都道府県警察との連携

統一的な取締り戦略に基づき、円滑かつ効果的な組織犯罪対策を行うため、他の都道府県警察と緊密に情報交換を行い、合同・共同捜査等の捜査共助を積極的に推進する。

3 関係機関、関係団体等との連携

統一的な取締り戦略に基づく組織犯罪対策にあたっては、情報提供、指導、広報啓発活動等により関係団体等からの協力の確保に努めるとともに、事件検挙のみならず、他の各種行政施策の推進にあたっては、関係機関の権限の発動を促すなど、緊密な連携に努める。

4 県民の理解と協力の確保

あらゆる機会を通じて、組織犯罪の実態、犯罪のグローバル化に関する情勢等、組織犯罪に対する警察の取組姿勢等に関して積極的かつ効果的な広報を実施し、組織犯罪対策への県民の理解と協力の確保に努める。

第6 組織犯罪対策に有効な捜査手法の積極的活用

犯罪組織の資金源を遮断する事件等、犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、各種法令の多角的活用を図り、装備資機材の整備及び運用を推進するとともに、次の点に留意する。

1 組織犯罪対策に有効な捜査手法の積極的活用

通常の見守り手法のみにとらわれることなく、コントロールド・デリバリー、譲受け捜査、通信傍受等の組織犯罪対策に有効な捜査手法を積極的に活用す

る。

2 資金源を遮断するための取締りの推進

犯罪組織の資金源を遮断するため、「岐阜県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について」（平成 19 年 12 月 25 日付け組対第 749 号ほか）を踏まえ、効果的な犯罪収益対策を推進する。

(1) 疑わしい取引に関する情報の積極的活用

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 11 条の規定により国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報について、所要の分析を行い、組織犯罪対策に積極的に活用する。

(2) 犯罪収益等に着眼した取締りの推進

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第 9 条、第 10 条若しくは第 11 条又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号。以下「麻薬特例法」という。）第 6 条若しくは第 7 条に規定する不法収益等、犯罪収益等又は薬物犯罪収益等に係る犯罪の検挙に努める。

また、各種犯罪の捜査において、組織的犯罪処罰法第 13 条若しくは第 16 条又は麻薬特例法第 11 条若しくは第 13 条の規定による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の没収又は追徴が適切に行われるよう証拠の収集に努めるとともに、組織的犯罪処罰法第 23 条第 1 項又は麻薬特例法第 19 条第 3 項の規定による没収保全命令の請求を積極的に行う。

3 組織犯罪に対する加重処罰規定の積極的活用

組織犯罪に対しては、組織的犯罪処罰法第 3 条若しくは第 7 条又は麻薬特例法第 5 条の規定に基づき、適正な刑罰が科されるよう、所要の捜査に努める。

4 搜索・差押えの徹底

組織犯罪対策においては、当該犯罪の組織的な背景の解明に資する証拠を収集するため、必要な場所を徹底的かつ広範囲に搜索し、多数の関連証拠品を差し押さえると同時に、これらの証拠品を徹底して分析する。

第 7 専門的な技能を有する捜査員の育成等

対策本部長は、組織犯罪対策に関する情報の収集、集約及び分析の手法、組織犯罪対策情報管理システム等の先進的な情報技術の活用方法、組織犯罪の取締りに効果的な捜査手法の活用、外国人を対象とした犯罪捜査に必要な語学能力等について、実践的な教養を実施し、専門的な技能を有する捜査員を育成するとともに、捜査能力の向上を図る。

附 則（平成 22 年 10 月 12 日付け組対第 720 号ほか）

この要綱は、平成 22 年 10 月 12 日から運用する。

附 則（平成 25 年 5 月 17 日付け組対第 274 号ほか）

この要綱は、平成 25 年 5 月 17 日から運用する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日付け務第 292 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から運用する。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日付け組対第 93 号ほか）

この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から運用する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日付け務第 310 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から運用する。

※別表及び別記様式省略